



秋田県公報

目次

告示
土地収用法による事業の認定(二三七・建設管理課)

告 示

秋田県告示第二百三十七号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)(第二十条の規定により、次のとおり事業の認定を行ったので、同法第二十六条第一項の規定に基づき、告示する。

平成十五年三月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 起業者の名称 本荘市

二 事業の種類 緑地・広場整備事業

三 起業地

(一) 収用の部分 秋田県本荘市神沢字冷水地内

(二) 使用の部分 なし

四 事業の認定をした理由

平成十四年十一月二十七日付けで本荘市より申請のあった緑地・広場整備事業(以下「本件事業」という。)(に関する事業認定の理由は、以下のとおりである。

(一) 法第二十条第一号の要件への適合性について

本件事業は、法第三十二条第二号に掲げる地方公共団体が設置する緑地、広場に関する事業に該当するため、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

(二) 法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業は、漁業集落における生活の利便性の向上を図り、漁村地域の定住環境の形成を図ることを目的として行われるものである。

起業者は農林水産大臣より整備事業基本計画の承認を得て、本件事業を施行する権能を有する主体であり、かつ、農林水産省所管一般会計及び本荘市一般会計において予算措置が講じられていることから、本件事業を遂行する充分な意思と能力があるものと認められる。

(三) 法第二十条第三号の要件への適合性について

(1) 本件事業は、漁業振興の基盤たる漁港の機能を十分に発揮させるため、漁業集落における漁港利用の向上並びに生活の安全性、利便性及び快適性の向上を図り、漁村地域の定住環境の形成に資することを目的に、平成七年度に農林水産大臣より承認を受けた整備事業基本計画に基づく漁業集落環境整備事業の一環として施行するものである。

当該整備事業基本計画の区域は、漁業集落特有の狭あいな地形が制約となり、コミュニティ広場及び災害時の避難場所が整備されていない状況にあり、住民の地域活動、余暇の有効活用及び健康増進の面で支障を来している。また、同区域は、本荘市地域防災計画において、津波、高潮による被災予想地域として指定されているほか、住宅が密集しているため、火災による延焼の危険性も有する状況にある。

本件事業の施行により、積極的かつ自発的な地域活動の推進が図られ、災害時の避難場所の確保も可能となる等の総合的な定住環境の整備が図られることにより、潤いのある快適な住環境が創出されることとなる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 一方、本件事業は、起業地において造成のため一部切土が行われることから、工事期間中の騒音による周辺環境への影響が考えられる。しかしながら、本件事業の起業地は、その周辺に民家が密集していないことから、周辺環境への影響は小さいものと考えられる。

よって、本件事業により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) また、本件事業の起業地を選定するに当たっては、候補地として、二箇所存在するが、

ア 整備事業基本計画の区域内において、交通の利便性及び立地環境が良好なこと。

イ 支障物件の多寡、造成の必要性及び附帯工事の有無から、事業費の経済性が優れていること。

等の基準により候補地の優劣を比較した結果、本件事業の起業地は、二案中交通の利便性が良く、経済性においても優れていること等から最も適切であると認められる。

(4) (1)で述べた得られる利益と(2)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、(3)で述べたように、本件事業の起業地は他の候補地と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本件事業は、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

(四) 法第二十条第四号の要件への適合性について

(1) 近年、余暇時間の有効利用方策が要望される中において、当該地域住民から気軽に利用できる施設の整備が望まれており、また、災害時の危険性を回避し、住民が安心して暮らせる生活環境を整備する必要性が認められる。よって、事業効果を早期に発現する必要があるものと認められる。

(2) また、本件事業に係る起業地の範囲は、整備事業基本計画に基づき、本件事業効果を発現するために必要な範囲であると認められる。さらに、起業地の範囲は一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段にはなじまないため、収用の手段を講じることとも合理的であると認められる。

(3) 以上のような状況にかんがみれば、本件事業は土地を収用する公益上の必要性があると認められるため、法第二十条四号の要件を充足すると判断される。

(五) 結論

(一)から(四)までにおいて述べたように、本件事業は、法第二十条各号の要件を充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、法第二十条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

本荘市役所農林水産課

発行者 秋 田 県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金 一月三千五百円

印刷者 印刷所

秋田県株式会社 松原印刷社
秋田市山王七丁目五番二十九号
電話(0862)876600 FAX(0863)876600
E-mail:matsubarasatsusha@nifty.com

